

平成十九年十二月十八日受領
答弁第三〇七号

内閣衆質一六八第三〇七号

平成十九年十二月十八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における情報管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における情報管理に関する質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

お尋ねについては、現在、外務省において調査中であるが、平成十九年十月頃、在トリニダード・トバゴ日本国大使館に勤務する三等書記官が自宅で使用していた私物のパソコンから、情報が外部に流出したものと考えられる。流出が判明した文書は、文化行事において挨拶を行うためと思われる資料等であったが、これらの文書の中に、いわゆる外交上の秘密は含まれていなかった。外務省としては、このような事案が発生したことは遺憾であると考えている。

三及び六について

外務省としては、これまで「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（平成十七年十二月情報セキュリティ政策会議決定）にのっとり、情報の流出防止に向け、私物パソコンの業務利用の制限等について、在外公館も含め職員への注意喚起等を行ってきたが、今後更に情報管理の徹底を図っていくこととしたいと考えている。